**江東・マンションふぉーらむ21　会則**

**（名称）**

第1条　この団体は、江東・マンションふぉーらむ21（以下「本会」という。）と称する。

**（事務所の所在地）**

第2条　本会の事務所は、江東区内に置く。

**（目的）**

第3条　本会は、江東区内の分譲マンション管理組合の活動の利便に資する有用な事業を行い、もってマンションの適切な維持管理と居住者の生活環境の向上改善をはかることを目的とする。

**（事業）**

第4条　本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

　一　本会会員相互の交流会の開催

　二　講演会、研修会、セミナー等の開催

　三　会報その他の広報誌の発行

　四　前各号のほか、本会の目的達成のために必要な事項

**（行政機関及び他団体との協力）**

第5条　本会の目的を達成するため、江東区その他関係行政機関・団体に協力して活動するものとする。

**（会員及び責務）**

第6条　本会は、次の各号に定める個人会員、団体会員並びに特別会員をもって構成する。

　一　個人会員　分譲マンション区分所有者個人の資格で入会した者

　二　団体会員　マンション管理組合名義で団体加入した管理組合

　三　特別会員　本会の目的に賛同する者で、本会理事会が特に認めた者

２　会員は、本会の目的を理解して会員相互に協同して研鑽に努め、誠実に活動しなけれならい。

**（入会及び退会）**

第7条　本会への入会を希望する者は、本会所定の入会届を提出しなければならない。退会は、当該会員による通知をもって退会したものとする。

２　前条第2号の団体加入をしようとする場合は、当該管理組合の代表者名を明示して入会届を提出しなければならない。

３　本条第1項後段の定めにかかわらず、総会期日の3ヶ月後までに当該年度の会費を納入しない会員については退会の通知をしたものとみなす。

**（会費）**

第8条　本会の会費は別表に定めるとおりとする。

**（役員）**

第9条　本会に次の役員を置く。

　一　会長　　　　　　　　1名

　二　副会長　　　　　　　3名以内

　三　事務局長　　　　　　1名

　四　会計担当理事　　　　1名

　五　理事　　　　　　　　若干名

　六　監事　　　　　　　　2名以内

　七　相談役　　　　　　　若干名

八　オブザーバー　　　　若干名

**（役員の選任）**

第10条　会長、副会長、事務局長、理事及び監事は、理事会の決議を経て推薦した候補者のうちから総会で選任する。

この場合において、第6条に規定する団体会員は、第7条第2項の規定により届出のあった管理組合の代表者に限り候補者とすることが出来る。

２　会長、事務局長、会計担当理事、及び監事については江東区在住の会員のうちから選任するものとし、副会長については少なくとも1名以上は江東区在住の会員のうちから選任するものとする。

３　役員に欠員を生じた場合には、理事会の決議をもって補充することが出来る。

４　会長は、会員のうちから相談役を委嘱することが出来る。

５　会長は、理事会の議を経て、会員のうちからオブザーバーを委嘱することが出来る。

**（役員の任期）**

第11条　役員の任期は、毎年通常総会の終了の時から翌年の通常総会終了の時までとする。ただし、再任は妨げない。

**（役員の誠実義務）**

第12条　役員は、法令、本会会則及び総会並びに理事会の決議に従い会員のため誠実にその業務を行わなければならない。

**（役員の職務）**

第13条　会長は、本会を代表し会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、職務を処理するとともに、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定める順序によりその職務を代行する。

３　事務局長は、本会の事務を統括する。

４　会計担当理事は、会費等の収納、保管、運用及び支出等の会計業務を行う。

５　理事は、会長、副会長、事務局長とともに理事会を構成し、この会則その他に定めるところに従い審議・議決に参加し、担当会務を執行する。

６　監事は、理事会に出席し、本会の業務の執行と財産の状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

７　役員が業務を遂行するにあたり負担した費用については、実費を基準とした手当ての支払いを受けることが出来る。

**（総会の会議及び議事）**

第14条　本会の総会は、第6条に規定する会員をもって構成し、その会議の種類を定期総会及び臨時総会とする。

２　会長は、定期総会を毎年1回新会計年度開始以後2か月以内に招集しなければならない。

３　会長は、必要と認める場合には、理事会の決議を経て、いつでも臨時総会を招集することができる。

４　総会は開催の日の10日前までに、会議の日時、場所、及び会議の目的を記載した文書をもって通知を発しなければならない。

５　総会の議長は、出席会員のうちから総会において選任する。

６　次の各号に掲げる事項については、総会の決議を経なければならない。

　一　事業報告及び事業計画に関すること

　二　予算及び決算に関すること

　三　役員の選任及び解任に関すること

　四　会則及び細則の制定、改訂に関すること

　五　理事会において総会に付議すべき旨決議された事項

**（総会の定足数及び議事）**

第15条　各会員は夫々１個の議決権を有するものとし、総会の会議は議決権総数の半数以上の会員が出席しなければならない。この場合において、書面又は代理人によって議決権を行使しようとする者は、出席会員とみなす。

２　総会の議決は、出席会員の議決権総数の過半数で決するものとし、賛否同数の場合は議長がこれを決する。

３　前項の定めにかかわらず、議案の目的が前条第6項四号に定める事項である場合は、出席会員の議決権総数の3分の2以上で決する。

**（議事録の作成、保管等）**

第16条　総会の議事については、議長は、議事録を作成しなければならない。

２　議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び議長の指名する２名の総会に出席した会員がこれに署名押印しなければならない。

３　会長は、議事録を保管し、会員又は利害関係人の書面による請求があったときは、議事録の閲覧をさせなければならない。

**（理事会）**

第17条　理事会は会長が招集し、会長、副会長、事務局長、理事で構成する。

２　理事会の議長は、会長が務める。

３　理事会の会議は、理事の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は出席者の過半数で決する。

４　監事は理事会に出席しなければならず、必要に応じ意見を述べることができる。

**（理事会の決議事項）**

第18条　理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する。

　一　事業報告案及び事業計画案

　二　予算案及び決算案

　三　役員の選任及び解任案

　四　会則及び細則の制定、改訂案

　五　その他本会の運営に関する事項及び総会に付議する議案

**（本会の収入及び支出）**

第19条　本会の会計における収入は会費、交流会参加費及び寄付等によるものとし、支出は第4条に規定する事業に係る諸費用に充当する。

**（本会の会計年度）**

第20条　毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

**（附　　則）**

一　本会則の発効は本総会開催の日(2002年4月14日)からとする。

二　本会則の定めのない事項については、法令等に準拠し適宜運用し、改訂の必要ある場合は役員及び会員の提案により役員会で合議し総会の承認により改訂するものとする。

三　平成16年(2004年)4月18日の総会で、名称を「江東・マンションふぉーらむ21」と改訂する承認を得た。

四　令和3年(2021年)5月15日開催の定期総会において全面改訂する旨承認、同日施行した。

五　令和4年(2022年)5月14日開催の定期総会において一部改訂（第9条、第10条、第14条）する旨承認、同日施行した。

|  |
| --- |
| **(別　　表)**　会費  　個人会員　年額 2,000円  特別会員　年額 2,000円  　団体会員　年額 3,000円（戸数100戸未満）　年額 5,000円（戸数100戸以上） |